

る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第12条第2号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「記録」を「記載が」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理 由

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録者の資格等）</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該登録申請を受理しないものとする。</p> <p>（1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>（2） 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録事項）</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては<u>氏名及び当該通称</u>）</p>	<p>（登録者の資格等）</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該登録申請を受理しないものとする。</p> <p>（1） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名 _____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>（2） 職業、資格その他氏名 _____又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録事項）</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 氏名（ _____ _____ _____外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、<u>氏名及び通称</u>）</p>

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2 (略)

3 第1項の印鑑登録原票は、磁気ディスク _____ をも
_____ をもって調製することができる。

(印鑑登録の消除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したこと又は外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）により登録印鑑が第5条第2項第1号に該当するに至ったとき。

(4)・(5) (略)

(印鑑登録廃止の届出)

第10条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことにより、印鑑登録廃止の届出を受理することができる。この場合においては、登録番号その他市長が印鑑登録原票との照合に必要なと認める事項について入力させ、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、届出の意思を確認するものとする。

(4) (略)

(5) 男女の別

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

3 第1項の印鑑登録原票は、磁気ディスク （これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。） をも
_____ をもって調製することができる。

(印鑑登録の消除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名、氏 _____ 又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したこと又は外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）により登録印鑑が第5条第2項第1号に該当するに至ったとき。

(4)・(5) (略)

(印鑑登録廃止の届出)

第10条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことにより、印鑑登録廃止の届出を受理することができる。この場合においては、登録番号その他市長が印鑑登録原票との照合に必要なと認める事項について入力させ、入力する事項についての情報に電子署名に関する法律

_____（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、届出の意思を確認するものとする。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(2) (略)

(印鑑登録の証明)

第12条 印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が、住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書

(2) (略)

(印鑑登録の証明)

第12条 印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(3) (略)

(4) 男女の別

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記